

GPA 制度に関する規程

（GPA 制度の取扱い）

第 1 条 大阪キリスト教短期大学 GPA（Grade Point Average）制度の取扱いはこの規程による。

（目的）

第 2 条 GPA は履修科目の成績の平均値である。この GPA を算出する制度を定めることにより、学生が主体的に学修し、学修成果を確認した上で履修計画を立てることができるようになることを目的とする。

（成績評価と GP）

第 3 条 学則第 1 4 条に定める成績の評語、及び各評価に与えられる数値である GP（Grade Point）は、表 1 のとおりとする。

表 1：成績評価と GP の対応表

成績評価	点数	GP
秀	100点～90点	4
優	89点～80点	3
良	79点～70点	2
可	69点～60点	1
不可	59点以下	0

（GPA の種類と算出方法）

第 4 条 GPA の種類は、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「学期 GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「累積 GPA」という。）の 2 種類とする。

2. 学期 GPA 及び累積 GPA の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

（1）学期 GPA の計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期に評価を受けた履修登録科目の GP} \times \text{単位数の合計}}{\text{当該学期の履修登録科目の単位数の合計}}$$

（2）累積 GPA の計算式

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{各学期に評価を受けた履修登録科目の GP} \times \text{単位数の合計の総和}}{\text{各学期の履修登録科目の単位数の合計の総和}}$$

（GPA 算出対象授業科目）

第 5 条 GPA の算出対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除く授業科目とする。

なお、欠席による履修放棄の場合も GP=0 として GPA 算出対象に含む。

- （1）認定科目（成績評価をせず、単位修得のみを認定した授業科目）
- （2）素点や成績評価がなされていない授業科目
- （3）評価が未確定又は保留の授業科目

（GPA 算出日の取扱い）

第6条 GPA の算出は、学期ごとに指定された日（以下「GPA 算出日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

（GPA 算出対象科目の履修の取り消し）

第7条 履修登録した授業科目を取り消しする場合、定められた期間内に限り、取り消し手続きを行えば履修の取り消しができるものとする。この手続きを行わず、自ら履修を放棄した場合の欠席不可は GP=0 となる。

2. 第1項の規定にかかわらず、病気、事故等やむを得ない事情による場合及び休学する場合は、その時期によらず、履修を取り消すことができる。

（成績表と成績証明書）

第8条 各学期の成績表に、学期 GPA と累積 GPA を記載するものとする。

2. 成績証明書には、学期 GPA と累積 GPA を記載しない。

（GPA の活用）

第9条 GPA は次の各号に掲げるものに活用するものとする。

（1）学修指導計画

学修指導計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

（2）表彰

成績優秀者表彰の基礎資料とする。

（3）奨学金

奨学金支給の基礎資料とする。

（4）退学勧告

① 1年次前期終了時点で GPA が 1.00 未満の者には、学科長が嚴重注意を行う。

② 1年次後期終了時点で累積 GPA が 1.00 未満の者には、学科長が退学勧告を行う。

但し、本人およびゼミ担当教員の意見を聞いた上で、成業の可能性があると判断された場合はこの限りではない。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会および常務理事会において行う。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する

2. この規程は、2015年8月25日改正、施行する

3. この規程は、2018年7月19日施行し、2018年4月1日から適用する